

令和4年10月18日

〒450-0002  
名古屋市中村区名駅4-27-1  
学校法人 日本教育財団  
法人本部統括室 小野 章 様

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海  
理事長 杉 浦 市 郎  
(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山三丁目28-2  
KS千種ビル6階F  
事務局長 伊 藤 英 樹  
TEL: 052-734-8107  
FAX: 052-734-8108

## 申 入 書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当団体の令和4年7月28日付差止請求書に対し、令和4年8月12日付でご回答をいただきました。

同回答で、貴法人は、学費返還に関するホームページの記載について、「納入後の学費は原則として返金できません」と、「原則として」を明記することによって、例外があることを明らかにしている、「本法人の入試は、専願でのAO入試、専願での推薦入試、併願での一般入試など・・・多様になっています。従って、本法人がそのすべての場合分けをして学費返還について記載するのは、文字数が多数化して一覧性に欠けるだけでなく、入学辞退・学費返還が頻繁に行われているかのような誤解にもつなが・・・」る等を理由として、「原則として」以外の表現を拒んでおられます。

しかしながら、貴法人は、名古屋医専のホームページにおける学費返還に関する記載では、「納入後の学費は原則として返金できません。ただし、専願（AO入試、推薦入試、一般入試）の場合は当該学科の一般入試2次募集を行う場合のみその受付締切日まで、併願での一般入試の場合は2023年3月31日まで、編入学の場合は2023年2月1日までに入学辞退・学費返金手続きを行うことができます。」との記載をされています。

他校においても、上記記載は可能であり、文字数が多数化して一覧性に欠けるわけでもありません。どのような場合が例外になるかが明らかであり、受験生の便宜に資すると主に、最高裁判例の解釈にも、当法人との和解内容にも沿うものです。

また、学生に対する学費の案内においても、上記記載をすることは容易と考えます。

貴法人の名古屋医専に関する記載に、他校もそろえて頂けますよう、本書面において、申

し入れします。

ご検討の上、令和4年11月18日までに上記連絡先宛書面にてご回答下さいますようお願い申し上げます。

なお、本申入れの内容、申入れに対する貴法人のご回答の有無・内容及び本申入れ以降の経緯・内容につきましては、消費者被害発生防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表させて頂くことがありますことを申し添えます。

敬具